1：20,000都市計画図

平成三十年七月印刷

松浦市屋外広告物規制区域図

禁止地域範囲

（西九州自動車道において、県界から松浦IC間で道路中心線から両側５００m以内の地域でこれから展望できる区域。ただし市街的区間を除く。）

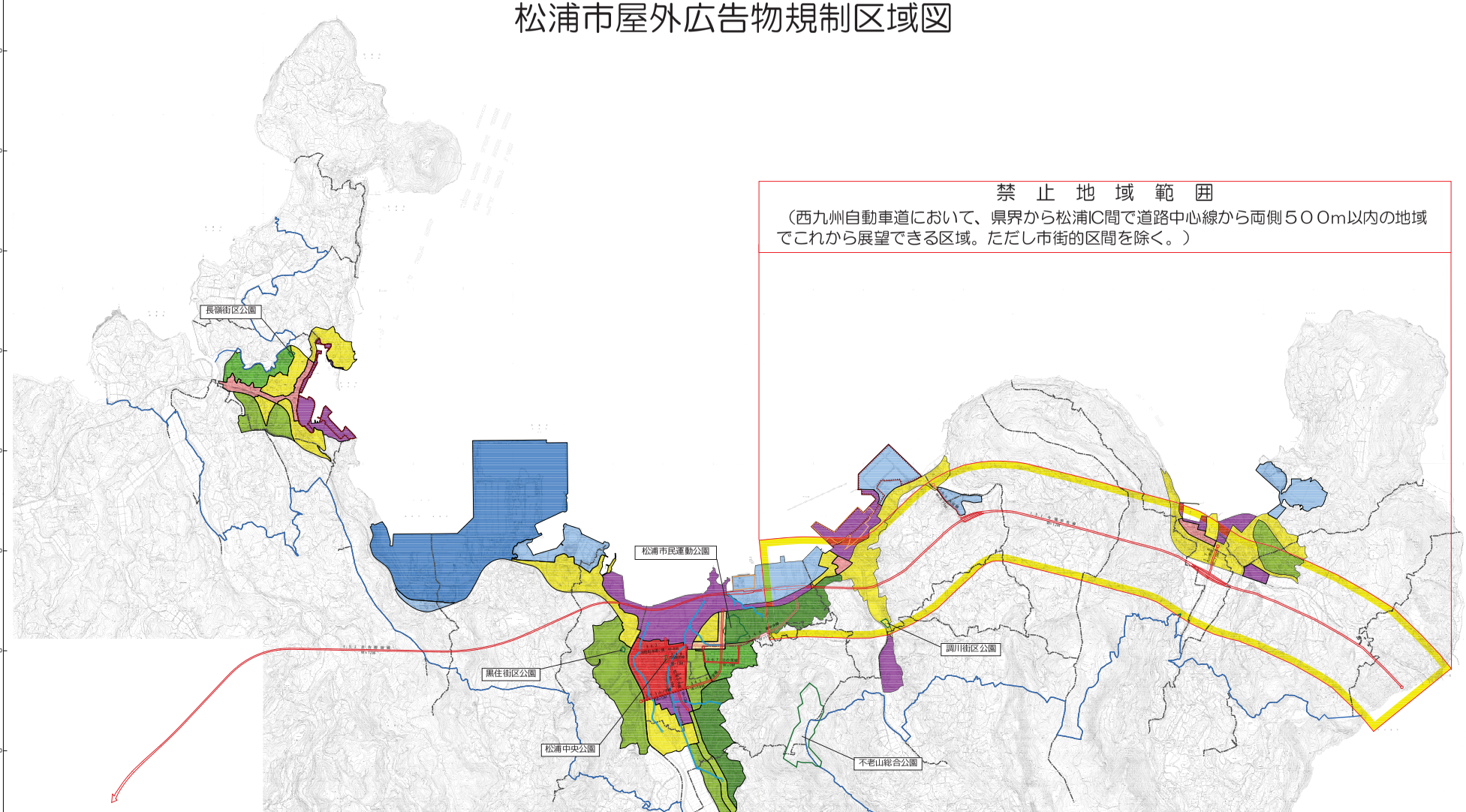

凡例

都市計画区域界		臨港地区	
大字界		都市計画施設	
地域地区		都市計画道路	
第一種低層住居専用地域	10m	都市計画公園緑地	
第二種低層住居専用地域	12m	雨水幹線	
第一種中高層住居専用地域		その他の都市計画施設	
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域			
第二種住居地域			
近隣商業地域			
商業地域			
準工業地域			
工業地域			
工業専用地域			

（注）○地図が小さく多少ずれもあるので詳細については、松浦市役所都市計画課で2千5百分の1地形図を閲覧して下さい。

許可地域の区分		総表示面積
第１種許可地域	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域	５０㎡以下
第２種許可地域	都市計画区域内のうち第１種許可地域、第３種許可地域以外の地域 都市計画区域外で市長が指定する地域	１００㎡以下
第３種許可地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	制限なし

【その他の禁止区域】
◆以下の都市公園の区域内
不老山総合公園　松浦市民運動公園
松浦中央公園　長嶺街区公園
調川街区公園　黒住街区公園

行政区画
長崎県
松浦市

記号

撮影　平成３年12月
測図　平成４年３月　オートグラフA7，ステレオプロッターA8

座標系　第Ⅰ系
等高線間隔　10m

1:20,000
0　500　1,000　2,000 m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平３　九公　第　361　号」

松浦市